平成２４年（フ）第３１７号
大分市高城新町12番７号　三和コーポ高城203
債務者　麻生　英司
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２０６号
宮崎市清武町加納２丁目44番地　メゾンドU206号
債務者　津谷　学
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１０２号
宮崎県小林市東方1950番地１
債務者　池上　武志
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１０６号
福島県郡山市熱海町上伊豆島字上町68番地
債務者　岡部　正悟
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１６３号
福井市月見５丁目12番９号
債務者　武田　和代
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６７号
福井県坂井市春江町千歩寺第35号５番地７
債務者　高橋　良子
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８２号
福井市天王町第20号34番地、旧住所福井県鯖江市二丁掛町第４号９番地３
債務者　栗原　信也
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８３号
福井市天王町第20号34番地、旧住所福井県鯖江市二丁掛町第４号９番地３
債務者　栗原美代子
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８６号
福井県坂井市丸岡町南横地第２号40番地９
債務者　北山　徹
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０２号
福井県坂井市春江町江留上昭和68番地
債務者　堀端　香織
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０３号
福井市長橋町第17号９番地
債務者　平尾文治郎
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０５号
福井市西開発２丁目212番地　信開トピア505、住民票上の住所福井県越前市京町２丁目５番15号
債務者　竹本　恵子
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３１２号
大分県別府市浜脇３丁目７番43号
債務者　宮成　英治
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１５６号
富山市下赤江町２丁目12番１－208号　クローネ下赤江Ⅱ棟
債務者　高橋　亮
1　決定年月日時　平成24年８月６日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６２号
富山市五福5680番地ハイツ早野101号、住民票上の前住所富山市金代42番地隆栄荘３号室
債務者　日出山和信
1　決定年月日時　平成24年８月６日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３９６号
熊本県合志市須屋640番地
債務者　田尻裕美子
1　決定年月日時　平成24年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係